



標準予防策について

(スタンダードプリコーション)

標準予防策とは

「あらゆる人の血液、すべての体液、分泌物、汗以外の排泄物、創傷のある皮膚、粘膜には感染性があるものと考えて取り扱う」という考え方である

【目的】湿性生体物質や部位を介して伝播する既知および未知の病原体による感染から医療従事者と患者を守ること

(湿性生体物質：血液、汗を除くすべての体液、分泌物、粘膜、創傷のある皮膚、排泄物)

【標準予防策に含まれる具体的感染対策10項目】

1. 適切な[手指衛生](#)を行う
2. 湿性生体物質に曝露するリスクに応じて[個人防護具](#)を活用する
3. [呼吸器衛生/咳エチケット](#)（マスクの着用、口・鼻をおさえる等）
4. 適切な[患者配置](#)をおこなう（接触、飛沫、空気感染予防策）
5. 適切な方法で[患者ケア用品](#)や[医療機器・器具](#)を取り扱い、洗浄、消毒をする
6. [環境整備](#)（適切な方法で清掃と消毒を行う）
7. [リネンの取り扱い](#)（洗濯物の取り扱いに注意する）
8. 安全な[注射処置](#)（[注射手技](#)を安全に行う）
9. 腰痛穿刺時にサージカルマスクを着用する
10. 針やその他の鋭利物の適切な取り扱いにより[医療従事者の安全を守る](#)

参考文献

- ・大曲 貴夫(2015) 感染管理・感染症看護テキスト第1版、照林社
- ・坂本 史衣(2020) 基礎から学ぶ医療関連感染対策改定第3版、南江堂